

ディスクロージャーポリシーの制定

当行は、企業・経営情報の適切なディスクロージャーが不可欠と考え、ディスクロージャーポリシーを以下のとおり制定しております。

群馬銀行 ディスクロージャーポリシー

1. 基本的な考え方

当行は、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、経営の健全性・透明性の向上を図るとともに、お客さま・株主・投資家・地域社会等のステークホルダーの皆さまからの信頼・評価を得るため、財務情報やその他情報について、適時適切かつ分かりやすい開示に努めます。

2. 重要情報の開示

投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす「重要情報（※）」については、金融商品取引法等の法令及び東京証券取引所が定める有価証券上場規程等を遵守し、適時適切な開示に努めます。

3. 自主的な情報開示

重要情報の開示に加え、ステークホルダーの皆さまが当行を理解するために役立つと思われる会社情報についても、積極的な開示に努めます。

4. 情報開示体制

本ポリシーを実践するため、「適時開示運用規定」等の行内関連諸規定を定め、コンプライアンス態勢を整備・充実させることにより、適切な情報管理・情報開示に努めます。

情報開示にあたっては、適時開示の統括部署である総合企画部が開示内容を代表取締役頭取に報告のうえ、速やかに開示を行います。

5. フェア・ディスクロージャー

フェア・ディスクロージャーの観点から、情報開示が特定の投資家等に対する選択的な開示とならないよう公平性に配慮し、運用・管理を行います。

6. 将来予測について

当行が開示する会社情報には、財務状況及び業績等に関する将来予測に関する記述が含まれる場合があります。将来予測に関する記述は、将来の業績等が記述どおりに達成されることを保証するものではなく、一定のリスクや不確実性等が含まれていることから、実際の業績等は種々の要因によって変動する可能性があります。

(※)「重要情報」とは、金融商品取引法、東京証券取引所が定める関係規則等により開示が求められる当行又は当行グループに関する会社情報（決定事実、発生事実、業績予想等）、及びその他の法令・規則等において開示を求められる会社情報をいう。

以上

2018年4月